

様式第1号（水道法施行規則第18条関係）

指定給水装置工事事業者指定申請書

越前市長 殿

令和5年 8月 1日

申請者 氏名又は名称 **越前株式会社**  
住所 **福井県越前市府中一丁目13-7**  
代表者氏名 **代表取締役 越前 一郎**

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏名（フリガナ）	氏名（フリガナ）
<b>代表取締役</b> (エチゼン イチロウ) <b>越前 一郎</b>	
事業の範囲	<b>給排水設備工事業</b> <b>誤：越前市内</b> <b>正：給排水設備工事業など 法人の場合、登記簿謄本の目的欄を記入</b>
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(裏面)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	越前株式会社	
上記事業所の所在地	越前市府中一丁目13-7	
上記事務所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名 (フリガナ)	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	
越前 一郎 (エチゼン イチロウ) 越前 次郎 (エチゼン ジロウ) 越前 三郎 (エチゼン サブロウ)	第1号 第5号 第20号	

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所の所在地		
上記事務所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名 (フリガナ)	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	

《添付書類》

- ・ 給水装置工事主任技術者免状の写し (厚生労働省又は厚生省発行)
- ・ 法人の場合：定款及び登記簿謄本  
個人の場合：住民票の写し (6ヵ月以内に取得したもの)
- ・ 従業員名簿
- ・ 事業所平面図、付近見取り図
- ・ 写真 (事業所外観、内観、器具)
- ・ 他市町村の指定給水装置工事事業者証の写し (指定を受けている場合)

様式第2号（水道法施行規則第18条・第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和5年 8月 1日

申請者	氏名又は名称	越前株式会社
	住所	福井県越前市府中一丁目13-7
	代表者氏名	代表取締役 越前 一郎

越前市長 殿

様式第3号（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

越前市長 殿

令和5年 8月 1日

届出者

福井県越前市府中一丁目13-7  
越前株式会社  
代表取締役 越前 一郎

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

選任

の届出をします。

~~解任~~

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	越前株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名（フリガナ）	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
越前 一郎（エチゼン イチロウ） 越前 次郎（エチゼン シロウ） 越前 三郎（エチゼン サブロウ）	第1号 第5号 第20号	平成10年8月1日選任 平成10年12月1日選任 平成11年2月1日選任

主任技術者として、その会社で働き始めた日を記入

【表 面】

## 指定給水装置工事事業者指定更新時確認書

令和5年 8 月 1 日

フリガナ  
氏名又は名称エチゼンカブシキカイシャ  
越前株式会社

郵便番号・住所

〒 915-8530  
福井県越前市府中一丁目13-7フリガナ  
代表者氏名エチゼンイチロウ  
越前一郎

日中繋がる電話番号

0778-22-3000

## 1. 越前市水道事業（水道事業者等の連携による広域開催も含む。）が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

受講年月（公表： <input checked="" type="radio"/> 可・不可）	
<input checked="" type="checkbox"/> 受講（令和5年 7月受講）・（      年      月受講）	
<input type="checkbox"/> 不受講（理由： <input type="checkbox"/> 不受講の場合、理由を記入）	

- ・過去5年以内で受講実績のある方は、受講年月を記入のうえ、受講欄にチェックをしてください。
- ・不受講の場合は理由を記入してください。

## 2. 指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間（公表： <input checked="" type="radio"/> 可・不可）			
休業日	日曜、祝日、第2・4・5土曜、年末年始		
営業日	月曜～土曜		
修繕対応時間	8:00～17:00		
業務内容（該当するものに○を記入してください。）（公表： <input checked="" type="radio"/> 可・不可）			
新築・改造			
配水管からの分岐～水道メーター		水道メーター～宅内給水装置	
新設	改造	新設	改造
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
修繕			
水漏れや故障の修繕・取替（屋内）			屋外給水管の修繕（掘削等を伴うもの）
トイレ（ボールタップ等）	蛇口（混合水栓等）	屋内配管	給水設備（受水槽・ポンプ及びその他の付属設備）の修繕
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
その他（公表： <input type="radio"/> 可・不可）			

【裏 面】※各項目行数が足りない場合は、必要に応じて指定給水装置工事業者指定更新時確認書（続き用紙）【別紙】に記入してください。

### 3. 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内で直近のもの）

受講者名 (公表対象外)	研修会名、実施団体	受講年月日
越前 一郎	eラーニング、給水工事技術振興財団	令和5年7月1日
	eラーニングで実施した場合、 修了証や修了年月日が明示されたもの（主任技術者証）の写しを添付	
上記内容の公表の可否（ <input checked="" type="radio"/> 可 ・ 不可）		

- ・ 外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
- ・ 自社内研修については、研修内容を記載してください。

※水道法施行規則

第36条 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- (4) 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

### 4. 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

技能（経験）を 有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の 取付・せん孔、給水 管の接合、いずれの 経験も有しているか (○・×を記入)	資格等を有しているか (○・×を記入)		工事年度
		保有している資格等		
越前一郎	○	○	配管工	R5
越前次郎	○	○	配管技能士	R5
越前三郎	○	○	技能者認定	R5
上記内容の公表の可否（ <input checked="" type="radio"/> 可 ・ 不可）				

- ・ 保有している資格等には、以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）
- ② 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）

資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

- ・ 過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。
- ・ 配水管からの工事を施工しない場合は、下記のチェック欄にチェックをしてください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しないため不要

工事を施工しない場合はチェック欄にレ点

※水道法施行規則

第36条 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。





別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和5年 8月 1日現在

種別	名称	型式・性能	数量	備考
管の切断用の機械器具	エンジンカッター ・ ・		2台	
管の加工用の機械器具	自動ねじ切り機 ・ ・	15A~25A	1台	
接合用の機械器具	パイプレンチ ・ ・	200~600	20個	
水圧テストポンプ	水圧テストポンプ ・ ・		1台	
 <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">各種別の器具全てを保有していることが分かるように記入</div>				

※ 種別の欄には、「管の切断用の機械器具」「管の加工用の機械器具」「接合用の機械器具」「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

※ 機械器具の写真を添付すること。

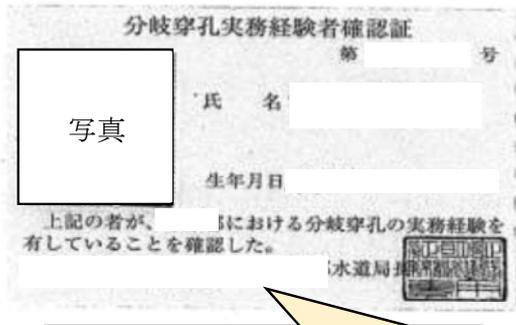
従業員名簿

役職氏名	職種	住所	生年月日	年齢
代表取締役 越前一郎	営業	越前市府中一丁目13-7	昭和50年9月1日	47
工事部 部長 越前次郎	工事	越前市府中一丁目13-7	昭和55年10月1日	42
工事部 越前三郎	工事・事務	越前市府中一丁目13-7	平成9年11月1日	25

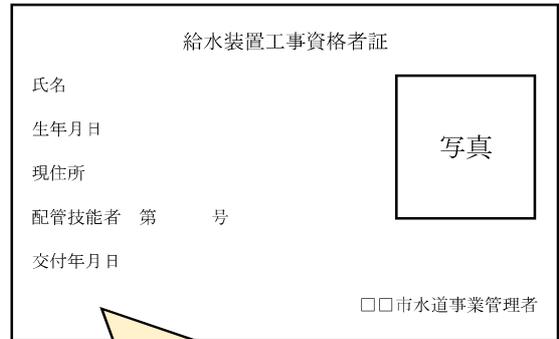
氏名、職種（担当：事務、工事）、住所、生年月日、年齢、記入

様式第2号（第7条関係）指定給水装置工事業者指定更新時確認書4の保有している資格等について（参考）

①水道事業者による講習等の修了により資格を与えられた配管工の証明書（参考）

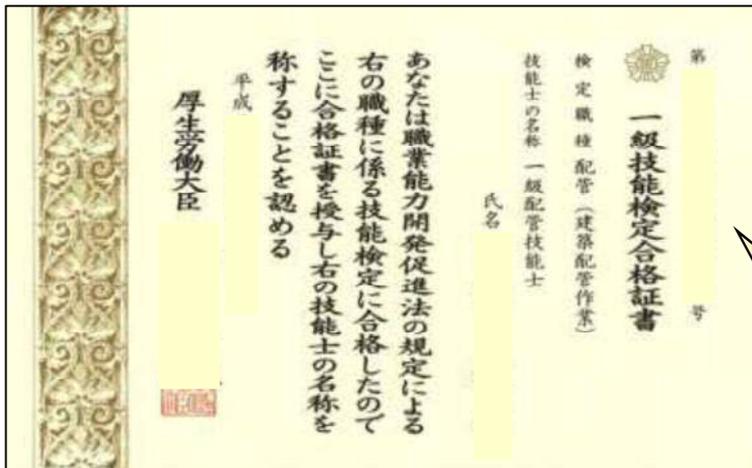


例1 某都市  
分岐（配管）実務経験者確認証



例2 某都市 給水装置工事資格証

②職業能力開発促進法第44条に規定される配管技能検定合格証書



一級については、厚生労働省から授与された合格証書（国家資格）



某都市から交付された合格証書  
二級以下については、都道府県から授与された合格証書【参考】  
（国家資格）

③ 職業能力開発促進法第 24 条に規定する都道府県知事の  
認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了証書（参考）

第 ○○○ 号

修 了 証 書

氏 名 日 水 △ △

生 年 月 日 1995 年 5 月 23 日

上の者は本校において職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定  
による次の職業訓練を修了したことを証する。

職業訓練の種類            普通職業訓練

訓練課程                    配管科

訓練科の名称               配管概論・配管技能実習

(職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第○によるもの)

総訓練時間                ○○○時間

年   月   日

□□県△△技術訓練校

学校長 ◇◇ □ 印

④ 給水工事技術振興財団が実施した配管技能検定合格者証（参考）  
(上・平成 28 年度末まで   下・平成 29 年度以降)

写真

給水装置工事配管技能検定合格者証

合格証書番号 第 12345 号

氏 名 給 水 太 郎

生 年 月 日 昭和29年7月23日

更 新 期 日 平成34年4月30日

公益財団法人給水工事技術振興財団理事長印

検定コース名	給 水 管 種			取得年月日
全国標準	PP	VP	SGP-V	H24.3.30

平成 28 年度以前の検定合格者証は、  
こちらの書式になります。

- その他、配管技能者の資格を証明するもの
- ・ 給水装置工事配管技能者講習会修了証書  
(平成 23 年度末まで)
  - ・ 給水装置工事配管技能者講習会修了者証  
(平成 23 年度末まで)
  - ・ 給水装置工事配管技能検定合格証書  
(平成 28 年度末まで)
  - ・ 給水装置工事配管技能者認定証  
(平成 28 年度末まで)

写真

給水装置工事配管技能者証

技能者番号      第      号

氏 名      給 水 太 郎

生 年 月 日      昭和○年○月○日

発 行 年 月      平成○年○月○日

有 効 期 限      平成○年○月○日

公益財団法人給水工事技術振興財団理事長

検定コース名	給 水 管 種	取得年月日

平成 29 年度の検定合格者証及び  
平成 28 年度以前の資格保有者が  
更新・再発行された場合について  
は、こちらの書式になります。